

令和7年9月12日

株主各位

長野県長野市県町 524 番地
北野建設株式会社
代表取締役会長兼社長 北野 貴裕

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、令和7年8月7日開催の取締役会において、令和7年10月1日付をもって当社普通株式1株を4株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を令和7年9月30日と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、令和7年10月1日付をもって、当社定款第6条を変更し、6千万株増加して8千万株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、令和7年10月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
- 令和7年10月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (通話料無料) 受付時間 9:00-17:00 (土・日・祝日等を除く)
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部